

◎新潟県告示第1298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年12月19日

新潟県佐渡地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市宿根木192の1、225の1から225の3まで、227の1、227の2、228の1、228の3、244の4、246、271の1、272の1、272の2、273の1、273の2、478から481まで、481の1、481の2、482、483、484の1、484の2、485、486の1、487の1、487の2、488、489の1、489の2、490から492まで、493の1から493の5まで、494から496まで、497の1から497の3まで、499、499の1、500、501の1から501の3まで、502、503、503の1、505、520、525の1、525の2、527の1、527の2、527の4から527の6まで、528の1、528の2、528の4、535の1、542の1、543の1、543の2、915、916の1、918、920の1、920の2、923の1から923の3まで、925、926の1、928の1、928の5、929の1、930の1、931、933、934の1、934の2、935、938の1、939の1、940の1、1053

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）